第千七百五十一号

平成十九年 四月九日

> 月 曜

日 平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内

正

明

県道 種道類路の 遅沢静川線 路 線 名 平一七二〇番地先まで南巨摩郡身延町大字夜子沢字川 平一七八七番の一地先から 南巨摩郡身延町大字夜子沢字川 X 間 (メー 延 トル) 長 四月九日 田村田 期日 供用開始の

道路の供用開始 (二件)

告

示

目

次

告 示

山梨県告示第百五十九号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所 に供する。 (峡北支所を除く。)において、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 この告示の日から平成十九年五月一日まで一般の縦覧

平成十九年四月九日

山梨県知事 横

内 正

明

県 道	種道類路の
甲非	路
甲斐中央線	線
線	名
六〇七番の五地先まで甲斐市大字西八幡字戸田道下三三八九番の一五地先から甲斐市大字西八幡字浜海道下二甲	区間
一 九 · 八	(メートル) 長
四	期日開始の

山梨県告示第百六十号

おいて、 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 この告示の日から平成十九年五月一日まで一般の縦覧に供する。 山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に

Щ

梨

県

公

報

第千七百五十一号

平成十九年四月九日

公 告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内

正

明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社石川工務所

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曽千九百九十番地

3 代表者の氏名 石川重人

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(特 一八) 第二号

処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取り消し

兀 五

処分の原因となった事実 平成十九年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年四月九日

山梨県知事 横

内 正

明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 飯嶋工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯村三丁目五百七十番地三
- 3 破産管財人の氏名 小野正毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (特 一七)第一七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

た旨の届出があった。

五 処分の原因となった事実 平成十九年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取り消し

) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二十六日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 立花建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町千頭和七百三十一番地
- 3 代表者の氏名 望月豊
- 二 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第九六一号
- 工事業に係る一般建設業の許可の取り消し 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設 |
- た旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成十九年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 》 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

部門の 話して 心があし見つ見ざして) こうこうし 下丁に収り負して。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律)

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成十九年三月二十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社佐藤工業所

- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村八千二百九番地
- 3 代表者の氏名 佐藤和彦
- 許可番号 山梨県知事許可 (般・特 一四)第九七六号
- 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

兀

- た旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実
 平成十九年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成十九年三月十九日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- · 商号 株式会社住工房笠井
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町西嶋五百八十四番地二
- 3 破産管財人の氏名 関本喜文
- 許可番号 山梨県知事許可 (般 一五)第五三四三号

レール いが、ブコツァニ語等、反名三語等、ガラスニ語等、発表に語等、方く三語等、四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイ

内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取り消しル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、

た旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成十九年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事横

内

正

明

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月五日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社日工建設
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町上黒駒四千九百二十九番地
- 3 代表者の氏名 天野満夫

Ξ 山梨県知事許可(般 一七)第五八七三号

四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十九年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成十九年三月五日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社皐月組

2 主たる営業所の所在地の南巨摩郡南部町福士四千三百四十八番地

破産管財人の氏名 関本喜文

許可番号 山梨県知事許可 (般・特 一四)第六五八四号

処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、

五

施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し 工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道 大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック

 $\overline{\mathcal{H}}$ した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十九年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社山城産業

2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二百九十九番地四

代表者の氏名 久保勝

許可番号 山梨県知事許可 (般 四 第六八〇七号

Щ

梨

県 公

報

第千七百五十一号

平成十九年四月九日

五 四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十九年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社樋川電気

2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町大坪百二十番地

破産管財人の氏名 川手一郎

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第六八九一号

兀 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十九年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社タナカ工務所

2 主たる営業所の所在地(南アルプス市小笠原九百八十五番地三十四

破産管財人の氏名 藤巻俊一

許可番号 山梨県知事許可 (般 一八)第七〇七六号

処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取り消し

兀

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十九年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

| 五兌 | ルミコヨル引|| 第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年三月十二日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社サンシン工業

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町千須和七百三十七番地

3 代表者の氏名 望月修

三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一六)第七一一六号

『髪女がき』に『髪とに終う」で建设等のドゴの双角・四の分の内容の大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、塗装工四の分の内容の大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、塗装工

事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成十九年三月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成十九年三月十二日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社金丸工業

2 主たる営業所の所在地 中央市中楯二十二番地一

3 破産管財人の氏名 関本立美

二 許可番号 山梨県知事許可 (般 一五) 第七八九三号

四の処分の内容の土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の

取消し

旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成十九年三月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した

) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成十九年三月十九日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社城栄

主たる営業所の所在地(南アルプス市沢登六百五十二番地三

代表者の氏名 樋口久也

3 2

許可番号 山梨県知事許可 (般 一五)第七九一八号

兀

Ξ

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。(許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律)

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

一 処分をした年月日 平成十九年三月五日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 早川工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市中央二丁目七番地二十四

3 破産管財人の氏名 小野正毅

三 許可番号 山梨県知事許可 (特 一七)第八一一四号

業の許可の取消し業、は装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設

した旨の届出があった。

五

処分の原因となった事実

平成十九年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月二十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 有限会社太光土木
- 2 主たる営業所の所在地
 北杜市長坂町大八田字米山六千八百十一番地七十二リブ レ長坂一 一〇二
- 3 代表者の氏名 内田美知代
- 許可番号 山梨県知事許可 (般 一五)第八七一四号
- 工事業に係る一般建設業の許可の取り消し 処分の内容(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十九年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成十九年三月十九日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 有限会社もちの木ホーム
- 主たる営業所の所在地
 甲府市高畑一丁目二番地四十二
- 破産管財人の氏名 小野正毅
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八八四八号
- 兀 事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取り消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し た旨の届出があった。

	,
発行者	山梨県
山梨	県公報
県 E	第千
甲府市丸の内一丁目六番一号	第千七百五十一号
」目六番一号	平成十九年四月九日
	月 九 日
印刷所	
㈱サン	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	二八二